二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ゑいたい屋敷一三七・一四七・字イヲガヱリ一八〇一・字ヲカ一九八七・字カヤノウ子一九八〇・ヲウタニ八五五・八五六・八六二・八六三・ノロウチ一〇七三の一五・一〇七四の一・森常二六四七の一・二六五一の一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村西岡二三五、二七一の三、西祖谷山村東西岡七八・八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市三野町芝生字長谷一四一六の一、一四一七の一、一四一八の二七、池田町西山上中尾一八五三の一から一八五三の六まで、宮ノ東二四一四の一から二四一四の八まで、山上志垣三九の一、三九の二、三九の五から三九の七まで、四〇の一、四〇の三、四〇の七、四一の一、四一の二、四一の四、四一の五、四四の二、四七から四九まで、五〇の一、五一、五二、五三の二、五四、五四の二、五五から五七まで、六〇の二、六一の一、六一の二、六七の一から六七の三まで、六八の一、六八の二、六九の一、七〇の一、七〇の三、七〇の四、七〇の六、七〇の八、七〇の九、七一の一、七一の二、七一の四、七一の六から七一の一一まで、七三の一、七三の二、七三の四から七三の七まで、七四の一、七四の二、七四の四、七四の五、七四の七から七四の九まで、七五の一から七五の四まで、七六の一、七六の二、七六の六、七六の七、池田町白地井ノ久保一七二一の一二の一〇、一七二一の一二の一二、西祖谷山村閑定一一五の一、一九一の一、一九一の二、一九二、井川町岩巣三一四三から三一四五まで、井川町西大谷三一二四、三一二五、三一四〇、三一四一の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
上中尾一八五三の一から一八五三の六まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、山上志垣五一、五二、五三の二、五四、五四の二、五五から五七まで、七三の一、七三の二、七三の四から七三の七まで、七四の一、七四の二、七四の四、七四の五、七四の七から七四の九まで、井ノ久保一七二一の一二の一〇、一七二一の一二の一二、井川町岩巣三一四三から三一四五まで、井川町西大谷三一二四、三一二五、三一四〇、三一四一の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬郡つるぎ町一字字出羽四九〇六の一から四九〇六の三まで、字實平六五七〇の一、六五七二の三、六五八〇、字白井四八七三、字廣澤二〇三四、二〇三八の一、二〇三八の二、二〇三八の三、二〇三九、二〇四〇、二〇四一の一から二〇四一の三まで、二〇五〇、二〇五〇の二、二〇五〇の三、二〇五八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字出羽四九〇六の一・四九〇六の二・字實平六五七〇の一・六五七二の三・六五八〇・字白井四八七三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字廣澤二〇三四、二〇三八の一、二〇三八の二、二〇三八の三、二〇三九、二〇四〇、二〇四一の一から二〇四一の三まで、二〇五〇、二〇五〇の二、二〇五〇の三、二〇五八の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市三野町太刀野山字大平五四一六、字奥一〇三一の三、四七二二、字上窪四四四九の四一、字上佐古五九五七の二、字日浦九六七の二、三野町加茂野宮字北西王地一八〇四の二、字南滝奥二〇八一の一、二一四五、池田町馬路竹ノ内四二、六二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市脇町字尾崎三四、三五、三七、三八、字国見丸八八から九三まで、一〇四、一〇五、一〇六の一、一〇六の三、一〇七、字暮畑三七の一、三七の三、五二〇、五五六の一、五五六の三、五五六の四、五九七、五九七の二、五九八の一、五九九の一、六〇一、六〇二、六一〇、六一二、六一三、字黒北一の五、一三の二、二六の一、二六の二、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇から三二まで、三二の二、三八、三八の二、三九、三九の二、四〇、四〇の二、四一の一、四一の二、四二、四二の二、四三、四三の二、四四、四四の二、四五、四五の二、四六の一、四六の二、四七の一、四七の二、五三の一から五三の三まで、五四、五五の一、五五の二、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、五九、五九の二、五九の三、六〇から六六まで、六八、六九、七〇の一、七〇の二、七二、字小森四三から五